



愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年5月13日火曜日 第2570号

◇ 目 次 ◇

農業委員会交付金等交付規程の一部改正.....	(農政課) ... 367
保安林の指定施業要件の変更.....	(森林整備課) ... 389
土地改良区役員の就退任の届出.....	(東予地方局農村整備課) ... 389
落札者等の告示.....	(警察本部会計課) ... 389

公 告

土地の売払い.....	(総務管理課) ... 389
遺失拾得物管理業務システムの借入れ.....	(警察本部会計課) ... 390

労働委員会告示

労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定.....	(労働委員会事務局) ... 391
------------------------------	--------------------

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第603号

農業委員会交付金等交付規程（昭和31年12月愛媛県告示第833号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、平成26年度分の交付金、負担金及び補助金から適用する。

平成26年5月13日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(交付金等交付対象経費及び補助率等)			(交付金等交付対象経費及び補助率等)		
第2条 交付金等を交付することとする経費及びその補助率等は、次の表のとおりとする。			第2条 交付金等を交付することとする経費及びその補助率等は、次の表のとおりとする。		
(1) 交付金			(1) 交付金		
区 分	経 費	交付基準	区 分	経 費	交付基準
農業委員会に要する経費	組織に要する経費（委員手当、職員設置費及び農地調査・資料整備費_____をいう。第3項第1号において同じ。）	省略	農業委員会に要する経費	組織に要する経費（委員手当、職員設置費及び農地調査・農地基本台帳整備費をいう。第3項第1号において同じ。）	省略
(2) 省略			(2) 省略		
(3) 補助金			(3) 補助金		
区 分	経 費	補助率又は補助金額	区 分	経 費	補助率又は補助金額
農業委員会に要する経費	農地法（昭和27年法律第229号）に基づく事務の適正実施のための支援事業、農地の有効利用を図るための支援事業及び農地台帳システム整備事業に要する経費	省略	農業委員会に要する経費	農地法（昭和27年法律第229号）に基づく事務の適正実施のための事業及び農地の有効利用を図るための事業_____に要する経費	省略
県農業会議に要す	省略		県農業会議に要す	省略	
	広域的な農地利用調整活動等への	省略		広域的な農地利用調整活動等	省略

る経費 支援事業に要する経費

2 省略

3 次に掲げる経費の流用は、してはならない。

- (1) 農業委員会に要する経費のうち、組織に要する経費、農地法に基づく事務の適正実施のための支援事業に要する経費及び農地台帳システム整備事業に要する経費の相互流用並びに組織に要する経費、農地の有効利用を図るための支援事業に要する経費及び農地台帳システム整備事業に要する経費の相互流用
- (2) 県農業会議に要する経費のうち、組織に要する経費、農業委員会等活動強化対策事業に要する経費、都道府県農業改善推進支援事業に要する経費及び広域的な農地利用調整活動等への支援事業に要する経費の相互流用

(事業実績報告)

第8条 市町又は県農業会議は、交付金等交付事業が完了したとき（交付金等交付事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、交付金等の交付の決定のあつた年度の3月31日 _____ までに、交付金等交付事業の成果を記載した実績報告書（様式第7号の(1)又は(2)）に事業実績書（様式第8号の(1)又は(2)）及び収支精算書（様式第9号の(1)又は(2)）を添え、知事に提出するものとする。

様式第2号の(1)（第3条関係）

省略

1 委員会名 農業委員会 _____

2 委員

委員数 _____ 人

3 職員

現員数 _____ 人（うち交付対象職員数 _____ 人）

4 農地調査・資料整備費 _____ 関係

る経費 _____ に要する経費

2 省略

3 次に掲げる経費の流用は、してはならない。

- (1) 農業委員会に要する経費のうち、組織に要する経費、農地法に基づく事務の適正実施のための事業に要する経費及び農地の有効利用を図るための事業 _____ に要する経費の相互流用
- (2) 県農業会議に要する経費のうち、組織に要する経費、農業委員会等活動強化対策事業に要する経費、都道府県農業改善推進支援事業に要する経費及び広域的な農地利用調整活動等 _____ に要する経費の相互流用

(事業実績報告)

第8条 市町又は県農業会議は、交付金等交付事業が完了したとき（交付金等交付事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、交付金等の交付の決定のあつた年度の翌年度の4月5日までに、交付金等交付事業の成果を記載した実績報告書（様式第7号の(1)又は(2)）に事業実績書（様式第8号の(1)又は(2)）及び収支精算書（様式第9号の(1)又は(2)）を添え、知事に提出するものとする。

様式第2号の(1)（第3条関係）

省略

1 委員会名 農業委員会（部会の有・無）

部会名	部会 _____ 人
部会名	部会 _____ 人

2 委員

選挙委員		選任委員	計 (現員)	備考
定数	現員			
人	人	人	人	

3 職員

定数 _____ 人（条例等による定数）

現員数 _____ 人

区分	氏名	性別	年齢	専任の別		職員給与費(年)額			共済費 (年)額	備考
				専任別	本兼務	交付対象経費	交付対象外経費	計		
交付対象職員	計(人)					円	円	円	円	
交付対象外職員	計(人)									

注1 専任の別本務の欄は他の職員が農業委員会の職員を兼務している場合の本務職名を、専任の別兼務の欄は農業委員会の職員が他の職員を兼務している場合の兼務職名を記載すること。

2 職員給与費(年)額交付対象経費の欄は給料、扶養手当、地域手当、通勤手当、期末勤勉手当及び住居手当の合計額を記載し、職員給与費(年)額交付対象外経費の欄はその他の人件費を記載すること。

3 共済費(年)額の欄は、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)に基づく職員共済組合への長期給付に係る市町の負担金及び地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)に基づく地方公務員災害補償基金への市町の負担金の合計額を記載すること。

4 備考の欄は、事務局長、農地主事その他の職名を記載すること。

4 農地調査・農地基本台帳整備費関係

対象件数 _____ 件

5 農地法（昭和27年法律第229号）に基づく事務の適正実施のための支援事業

省略

6 農地の有効利用を図るための支援事業

省略

7 農地台帳システム整備事業

別紙3のとおり。

8 省略

別紙1 省略

別紙2 農地の有効利用を図るための支援事業

1 農地の有効利用を図るための活動

(1) 省略

(2) 相談活動

農地相談員	人数	相談員の活動		備考
		活動日数	活動内容	
農地制度に専門的な知見を有する者	人	日		
地域の農業事情等に精通している者	人	日		
その他（ _____ ）	人	日		

注1 省略

2 確定値を記載できない欄は、想定値を記載すること。

2 農業委員等の資質向上のための活動

開催時期	開催場所	研修目的	研修対象者	研修対象人数	研修内容	女性登用の周知活動等の内容
月 日				人		
月 日				人		

3 その他（特に必要と認められた活動）

活動内容	現状の問題点及び左記の活動を実施することによる効果	備考

注 省略

4 経費の内訳

項 目	総事業費	うち補助金額	経費内訳
1 農地の有効利用を図るための活動	円	円	
2 農業委員等の資質向上のための活動			
3 その他（特に必要と認められた活動）			
合 計			

注 「経費内訳」の欄は、活動に係る経費を「単価×数量」の形式で記載し、その合計額が補助金額と一致するように記載すること。

様式第2号の(2)（第3条関係）

省略

1 省略

2 職員

省略

注 1・2 省略

3 法定福利費（年）額の欄の「負担対象経費」の欄には国庫負担対象の経費（厚生年金保険料、特例業務負担金、労災保険料、児童手当拠出金、雇用保険料及び健康保険料）の合計額を、「負担対象外経費」の欄には国庫負担対象以外の経費の合計額を記載すること。

農地基本台帳整備対象農家数 _____ 戸

5 農地法（昭和27年法律第229号）に基づく事務の適正実施のための事業

省略

6 農地の有効利用を図るための事業

省略

7 省略

別紙1 省略

別紙2 農地の有効利用を図るための事業

1 農地の有効利用を図るための活動

(1) 省略

(2) 相談活動

農地相談員	人数
農地制度に専門的な知見を有する者	人
地域の農業事情等に精通している者	人
その他（ _____ ）	人

注 省略

2 農業委員等の資質向上のための活動

開催時期	開催場所	研修対象人数	研修内容	女性登用の周知活動等の内容
月 日		人		
月 日		人		

3 その他（特に必要と認められた活動）

活動内容	現状の問題点及び左記の活動を実施することによる効果

注 省略

様式第2号の(2)（第3条関係）

省略

1 省略

2 職員

省略

注 1・2 省略

3 法定福利費（年）額の欄の「負担対象経費」の欄には国庫負担対象の経費（農林年金掛金及び労災保険料 _____）の合計額を、「負担対象外経費」の欄には国庫負担対象以外の経費の合計額を記載すること。

3 省略

4 広域的な農地利用調整活動等への支援事業

省略

5・6 省略

別紙 広域的な農地利用調整活動等への支援事業

1 農地の有効利用を図るための活動等

(1) 省略

(2) 相談活動等

農地相談員	人数	活動方針		農地利用調整活動 (会議開催回数)
		相談件数	相談日数	
専門分野 農地制度に専門的な 知見を有する者	人	件	日	回
地域 of 農業事情等に 精通している者	人	件	日	回
その他()	人	件	日	回

注1 省略

2 確定値を記載できない欄は、想定値を記載すること。

2 農業委員等の資質向上のための活動

(1) 研修実施計画等

省略

(2) 省略

3 省略

4 その他(特に必要と認められた活動)

活動内容	現状の問題点及び左記の活動を実施することによる効果	備考

注1 「現状の問題点及び左記の活動を実施することによる効果」の欄は、具体的に記載すること。

2 活動の目的、内容、経費の内訳、実施することによる効果等について記載した資料を添付すること。

5 経費の内訳

項 目	総事業費	うち補助金額	経費内訳
1 農地の有効利用を図るための活動等	円	円	
2 農業委員等の資質向上のための活動			
3 農地法等に基づく業務を処理するための会議			
4 その他(特に必要と認められた活動)			
合 計			

注 「経費内訳」の欄は、活動に係る経費を「単価×数量」の形式で記載し、その合計額が補助金額と一致するように記載すること。

様式第3号の(1)(第3条関係)

省略

(1) 省略

(2) 支出の部

区 分	本年度 予算額	左のうち県費交 付金等交付額	備 考
1 委 員 手 当	円	円	
2 職 員 設 置 費			

3 省略

4 広域的な農地利用調整活動等

省略

5・6 省略

別紙 広域的な農地利用調整活動等

1 農地の有効利用を図るための活動等

(1) 省略

(2) 相談活動等

農地相談員	人数	活動方針	備 考
地域 of 農業事情等に 精通している者	人		
その他()	人		

注 省略

2 農業委員等の資質向上のための活動

(1) 農業委員等の研修

省略

(2) 省略

3 省略

様式第3号の(1)(第3条関係)

省略

(1) 省略

(2) 支出の部

区 分	本年度 予算額	左のうち県費交 付金等交付額	備 考
1 委 員 手 当	円	円	延べ 人分
2 職 員 設 置 費			延べ 人分

3 農地調査・資料整備費			
4 業 務 費			
(1) 農地法(昭和27年法律第229号)に基づく事務の適正実施のための支援事業費			
(2) 農地の有効利用を図るための支援事業費			
(3) 農地台帳システム整備事業費			
省略			

様式第3号の(2)(第3条関係)

省略

(1) 省略

(2) 支出の部

区 分	本年度 予算額	左のうち県費負担 金等交付額	備 考
1~4 省略	円	円	
5 業 務 費			
(1)・(2) 省略			
(3) 広域的な農地利用調整活動等への支援事業費			
6 省略			
省略			

注 省略

様式第8号の(1)(第8条関係)

省略

1 委員会名 農業委員会

2 委 員

委員数 人

3 職 員

現員数 人(うち交付対象職員数 人)

(1) 交付対象職員の交付対象職員給与費			
(2) 交付対象職員の共済費			
3 農地調査・農地基本台帳整備費			
4 業 務 費			
(1) 農地法(昭和27年法律第229号)に基づく事務の適正実施のための事業に要する経費			
(2) 農地の有効利用を図るための事業に要する経費			
省略			

様式第3号の(2)(第3条関係)

省略

(1) 省略

(2) 支出の部

区 分	本年度 予算額	左のうち県費負担 金等交付額	備 考
1~4 省略	円	円	
5 業 務 費			
(1)・(2) 省略			
(3) 広域的な農地利用調整活動等に要する経費			
6 省略			
省略			

注 省略

様式第8号の(1)(第8条関係)

省略

1 委員関係

(1) 委員会名

農業委員会(部会有無)

部会名 { 部 会
部 会

(2) 委員数

選 挙 委 員		選任委員	計 (現 員)	備 考
定 数	現 員			
人	人	人	人	

(3) 会議回数

区 分	農地関係	農地関係以外	(イ)+□の併合	計 (イ)+□+(ウ)	備 考
	のみ (イ)	のみ □	(ウ)		
開催回数	回	回	回	回	

2 職員関係

(1) 職員数

定 数 人(条例等による定数)

現 員 人

区 分	氏 名	性 別	年 齢	専兼任の別		職員給与費(年)額			共済費 (年)額	備 考
				専 任	本 兼	交付対 象経費	交付対象			
							計	外経費		

4 農地調査・資料整備費関係

対象件数 _____ 件

5 農地法（昭和27年法律第229号）に基づく事務の適正実施のための支援事業

省略

6 農地の有効活用を図るための支援事業

省略

7 農地台帳システム整備事業

別紙3のとおり。

8 経費関係

区 分		実 績
省略		
職員設置費	交付対象職員の市町実績額(B)	円
	省略	
農地調査・資料整備費	省略	
業 務 費	農地法に基づく事務の適正実施のための支援事業費	省略
	農地の有効活用を図るための支援事業費	省略
	省略	
省略		

9 省略

別紙1 省略

別紙2 農地の有効活用を図るための支援事業

1 農地の有効活用を図るための活動

- (1) 省略
- (2) 相談活動

農地相談員		人数	相談員の活動実績		備考
			活動日数	活動内容	
専門分野	農地制度に専門的な知見を有する者	人	日		
	地域の農業事情等に精通している者	人	日		
	その他()	人	日		

注 省略

2 農業委員等の資質向上のための活動

開催時期	開催場所	研修目的	研修対象者	研修対象人数	研修内容	女性登用の周知活動等の内容
月 日				人		
月 日				人		

3 その他（特に必要と認められた活動）

活動内容	現状の問題点及び左記の活動を実施したことによる効果	備考

交付対象						円	円	円	円
職員	計(人)	/	/	/	/				
交付対象									
外職員	計(人)	/	/	/	/				

注 様式第2号の(1)3の表注に準じて記載すること。

3 農地調査・農地基本台帳整備費関係

農地基本台帳整備対象農家数 _____ 戸

4 農地法（昭和27年法律第229号）に基づく事務の適正実施のための事業

省略

5 農地の有効活用を図るための事業

省略

6 経費関係

区 分		実 績
省略		
職員設置費	交付対象職員給与費	円
	交付対象職員共済費	円
	合計(B)	円
省略		
農地調査・農地基本台帳整備費	省略	
業 務 費	農地法に基づく事務の適正実施のための事業費（別紙3のとおり。）	省略
	農地の有効活用を図るための事業費（別紙4のとおり。）	省略
	省略	
省略		

7 省略

別紙1 省略

別紙2 農地の有効活用を図るための事業

1 農地の有効活用を図るための活動

- (1) 省略
- (2) 相談活動

農地相談員		人数	相談員の活動実績		備考
			活動日数	活動内容	
専門分野	農地制度に専門的な知見を有する者	人	日		
	地域の農業事情等に精通している者	人	日		
	その他()	人	日		

注 省略

2 農業委員等の資質向上のための活動

開催時期	開催場所	研修対象人数	研修内容	女性登用の周知活動等の内容
月 日		人		
月 日		人		

3 その他（特に必要と認められた活動）

活動実績	計画段階の問題点及び左記の活動を実施したことによる効果

注1 「現状」の問題点及び左記の活動を実施したことによる効果」の欄は、
具体的に記載すること。

2 省略

4 経費の内訳

項 目	総事業 費	うち補 助金額	経費内訳
1 農地の有効利用を図るための活動	円	円	
2 農業委員等の資質向上のための活動			
3 その他（特に必要と認められた活動）			
合 計			

注 「経費内訳」の欄は、活動に係る経費を「単価×数量」の形式で記載し、そ
の合計額が補助金額と一致するように記載すること。

別紙3・4 省略

様式第8号の(2) (第8条関係)

省略

1・2 省略

3 会議開催状況

総会出席議員数	うち負担金交付 対象会議員数	常任議員会議 出席議員数	うち負担金交付 対象会議員数
人日	人日	人日	人日

注 出席議員数に会議開催回数に乗じて求めた数を記載すること。

4 省略

5 広域的な農地利用調整活動等への支援事業

省略

6・7 省略

別紙 広域的な農地利用調整活動等への支援事業

1 省略

2 農業委員等の資質向上のための活動

(1) 研修実施実績等

省略

(2) 省略

3 省略

4 その他（特に必要と認められた活動）

活動内容	現状の問題点及び左記の活動を実施したことによる効果	備考

注1 「現状の問題点及び左記の活動を実施したことによる効果」の欄は、具体
的に記載すること。

2 活動の目的、内容、経費の内訳、実施したことによる効果等について記載
した資料を添付すること。

5 経費の内訳

項 目	総事業 費	うち補 助金額	経費内訳
1 農地の有効利用を図るための活動等	円	円	
2 農業委員等の資質向上のための活動			
3 農地法等に基づく業務を処理するための会議			
4 その他（特に必要と認められた活動）			
合 計			

注1 「計画段階の問題点及び左記の活動を実施したことによる効果」の欄は、
具体的に記載すること。

2 省略

様式第8号の(2) (第8条関係)

省略

1・2 省略

3 会議開催状況

(1) 総会 回、常任議員会議 回 計 回

(2) 出席した会議員の数

総会出席議員数	常任議員会議出席議員数
延べ 人	延べ 人

4 省略

5 広域的な農地利用調整活動等

省略

6・7 省略

別紙 広域的な農地利用調整活動等

1 省略

2 農業委員等の資質向上のための活動

(1) 農業委員等の研修

省略

(2) 省略

3 省略

4 事業の内容区分

農地の有効利用を図るための活動等に関する経費	円
農業委員等の資質向上のための活動に関する経費	円
農地法等に基づく業務を処理するための会議に関する経費	円
計	円

5 補助対象経費の内容区分

旅費	円
報酬及び謝金	円
賃金	円
手当	円
印刷製本費	円
借料及び使用料	円
会議費	円

注 「経費内訳」の欄は、活動に係る経費を「単価×数量」の形式で記載し、その合計額が補助金額と一致するように記載すること。

様式第9号の(1) (第8条関係)

省略

- (1) 省略
- (2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	備考
1 省略	円	円	
2 職 員 設 置 費			
3 農 地 調 査 ・ 資 料 整 備 費			
4 業 務 費			
(1) 農地法(昭和27年法律第229号)に基づく事務の適正実施のための支援事業費			
(2) 農地の有効利用を図るための支援事業費			
(3) 農地台帳システム整備事業費			
省略			

様式第9号の(2) (第8条関係)

省略

- (1) 省略
- (2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	備 考
1・2 省略	円	円	
3 職 員 給 与 費			
4 法 定 福 利 費			
5 業 務 費			
(1)・(2) 省略			
(3) 広域的な農地利用調整活動等への支援事業費			
6 省略			
省略			

注 省略

通信運搬費	円
消耗品費	円
その他の経費	円
計	円

様式第9号の(1) (第8条関係)

省略

- (1) 省略
- (2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	備考
1 省略	円	円	
2 職 員 設 置 費			
(1) 交付対象職員の交付対象職員給与費			
(2) 交付対象職員の共済費			
3 農 地 調 査 ・ 農 地 基 本 台 帳 整 備 費			
4 業 務 費			
(1) 農地法(昭和27年法律第229号)に基づく事務の適正実施のための事業費			
(2) 農地の有効利用を図るための事業費			
省略			

様式第9号の(2) (第8条関係)

省略

- (1) 省略
- (2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	備 考
1・2 省略	円	円	
3 職 員 給 与 費			うち期末勤勉手当 円
4 法 定 福 利 費			農林年金掛金 円
			労災保険料 円
5 業 務 費			
(1)・(2) 省略			
(3) 広域的な農地利用調整活動等に要する経費			
6 省略			
省略			

注 省略

様式第2号の(1)別紙1を次のように改める。

別紙1 農地法に基づく事務の適正実施のための支援事業

1 農地法第3条の2第2項の規定に基づく許可の取消しに関する調査等

実態調査	勧告件数	許可の取消件数	あつせんその他 必要な措置件数
延べ 回	件	件	件

2 農地法第6条第2項の規定に基づく農業生産法人に対する勧告等

報告農業生産法人数	勧告を行う農業生産法人 数	立入調査を行う農業生産 法人数
法人	法人	法人

3 農地法第25条第1項の規定に基づく和解の仲介

和解の仲介処理件数	うち成立件数	仲介回数
件	件	延べ 回

4 農地利用調整打合せ

打合せ出席人数
延べ 人

5 別段面積の設定調査及び周辺農地利用状況調査

別段面積設定調査回数	周辺農地利用状況調査回数
延べ 回	延べ 回

6 利用状況調査

(1) 調査計画等決定会議

開催時期	開催場所	出席者職氏名	会議内容

(2) 調査計画等

実施時期	区域名	管内農地 面積	体 制			
			農業委員数	協力者数	その他	計
		ha	人日	人日	人日	人日
	計	ha	人日	人日	人日	人日

注 「協力者数」の欄は、協力者（地域の農業事情等に精通している者であつて臨時に雇用したもの）の数を記載すること。

(3) 調査結果取りまとめ等

	実 施 時 期	作成日数
権利関係の調査・整理等		人日
調査結果取りまとめ		人日

7 訴訟事務

(1) 訴訟事件の件数の内訳

区 分	当初係属件数 (年 4 月 1 日)	年度内提 起件数	年度内完結件数 (年 3 月 31 日)	備考
農業委員会を当事者又は 参加人とするもの	件	件	件	

(2) 訴訟事件の出廷回数

番号	裁判所名及び事件番号	事件名	年度内出廷回数 回 (延べ 人)

8 行政不服審査事務

(1) 行政不服審査の件数の内訳

区 分	当初係属件数 (年 4 月 1 日)	年度内提 起件数	年度内完結件数 (年 3 月 31 日)	備考
処分に対する審査請求	件	件	件	
不作為に対する審査請求	件	件	件	

(2) 行政不服審査請求

番号	審査請求に係る原処分名 及び処分日	申立日及び受理日	申立ての趣旨

9 農地等の台帳の整備

(1) 台帳整備に必要な調査

実施時期	調査担当者数	調 査 内 容
	人	

(2) 属性データの入力計画

データ入力
件

(3) システム活用等計画

実施時期	整 備 内 容

10 農地の権利移動等の状況把握

権利の設定又は移転 関係	賃借の終了関係	農地等の転用関係	合 計
件	件	件	件

11 賃借料情報の提供

提供月日	提 供 方 法	設定区分数
月 日		区分

12 経費の内訳

項 目	総事業費	うち補助 金額	経費内訳
1 農地の利用関係の調整	円	円	
(1) 農地法第3条の2第2項の規定に基づく許可の取消しに関する調査等			
(2) 農地法第6条第2項の規定に基づく農業生産法人に対する勧告等			
(3) 農地法第25条第1項の規定に基づく和解の仲介			
(4) 農地利用調整打合せ			
2 農地の利用状況等の調査			
(1) 別段面積の設定調査及び周辺農地利用状況調査			
(2) 利用状況調査			
ア 調査計画等決定のための会議及び計画の周知			
イ 調査資料作成			
ウ 利用状況(調査)の記録及び保存			
エ 調査員の設置			
(3) 利用意向調査			
ア 利用意向調査			
イ 遊休農地等のあつせん等の利用調整			
ウ 農地中間管理機構等への通知			
エ 遊休農地所有者等への勧告			
(4) 所有者不明の農地の権利調査			
3 農地等訴訟等事務処理			
(1) 訴訟事務			
ア 弁護士謝金			
イ 訴訟旅費			
ウ 庁費			
エ 予納金			
オ その他の経費			
(2) 行政不服審査事務			
ア 弁明書作成等に伴う現地調査費			
イ 庁費			
ウ 通信費			
4 農地等の台帳の整備			

(1) 台帳整備に必要な調査			
(2) 属性データの入力経費			
(3) システム活用等経費			
5 農地の権利移動等の状況把握等			
(1) 農地の権利移動等の状況把握			
(2) 賃借料情報の提供			
合 計			

注 「経費内訳」の欄は、活動に係る経費を「単価×数量」の形式で記載し、その合計額が補助金額と一致するように記載すること。

様式第 2 号の(1)別紙 2 の次に次のように加える。

別紙3 農地台帳システム整備事業

1 事業実施地域

事業実施地域	
--------	--

2 導入又は改修の予定の農地台帳システムの概要

概 要	
-----	--

3 データ更新等システム管理の内容

内 容	
-----	--

4 導入、改修又はシステム管理の計画

時 期	事 項

5 事業費内訳

事業内容	事業費	うち補助金額	備考
	円	円	
1 新規導入事業			
2 改修事業			
3 データ更新等システム管理事業			
合 計			

様式第 8 号の(1)別紙 1 を次のように改める。

別紙1 農地法に基づく事務の適正実施のための支援事業

1 農地法第3条の2第2項の規定に基づく許可の取消しに関する調査等

実態調査	勧告件数	許可の取消件数	あつせんその他 必要な措置件数
延べ 回	件	件	件

2 農地法第6条第2項の規定に基づく農業生産法人に対する勧告等

報告農業生産法人数	勧告を行つた農業生産法人数	立入調査を行つた農業生産法人数
法人	法人	法人

3 農地法第25条第1項の規定に基づく和解の仲介

和解の仲介処理件数	うち成立件数	仲介回数
件	件	延べ 回

4 農地利用調整打合せ

打合せ出席人数
延べ 人

5 別段面積の設定調査及び周辺農地利用状況調査

別段面積設定調査回数	周辺農地利用状況調査回数
延べ 回	延べ 回

6 利用状況調査

(1) 調査計画等決定会議

開催時期	開催場所	出席者職氏名	会議内容

(2) 調査実績等

実施時期	区域名	管内農地面積	体制			
			農業委員数	協力者数	その他	計
		ha	人日	人日	人日	人日
	計	ha	人日	人日	人日	人日

注 「協力者数」の欄は、協力者（地域の農業事情等に精通している者であつて臨時に雇用したもの）の数を記載すること。

(3) 調査結果取りまとめ等

	実施時期	作成日数
権利関係の調査・整理等		人日
調査結果取りまとめ		人日

7 利用意向調査

(1) 利用意向調査の実績

	通知件数	面積
農地法第32条第1項第1号該当農地	件	ha
農地法第32条第1項第2号該当農地	件	ha
農地法第33条第1項該当農地	件	ha
合計	件	ha

(2) 所有者等の意向

	所有者等の意向	件数	面積
農地法第32条 第1項第1号 該当農地	自ら耕作再開	件	ha
	農地中間管理事業を利用	件	ha
	農地所有者代理業を利用	件	ha
	自ら他者への所有権の移転又は 賃貸借の設定を行う	件	ha
	その他	件	ha
	合計	件	ha
農地法第32条 第1項第2号 該当農地	自ら耕作再開	件	ha
	農地中間管理事業を利用	件	ha
	農地所有者代理業を利用	件	ha
	自ら他者への所有権の移転又は 賃貸借の設定を行う	件	ha
	その他	件	ha
	合計	件	ha
農地法第33条 第1項該当農 地	自ら耕作再開	件	ha
	農地中間管理事業を利用	件	ha
	農地所有者代理業を利用	件	ha
	自ら他者への所有権の移転又は 賃貸借の設定を行う	件	ha
	その他	件	ha
	合計	件	ha

8 遊休農地等のあつせん等の利用調整

	件数	面積
遊休農地等のあつせん等の利用調整	件	ha

9 農地中間管理機構等への通知

	件数	面積
農地中間管理機構への通知	件	ha
農地利用集積円滑化団体への通知	件	ha
合計	件	ha

10 遊休農地等所有者等への勧告

	件数	面積
遊休農地等所有者等への勧告	件	ha

11 所有者不明の農地の権利調査

	件数	面積
所有者不明の農地（調査前）	件	ha
うち共有持分の一部を確知している農地	件	ha
所有者が判明した農地（調査後）	件	ha
うち共有持分の一部を確知できない農地	件	ha

注 行政書士への委託に要した経費の証拠書類等の写しを添付すること。

12 訴訟事務

(1) 訴訟事件の件数の内訳

区分	当初係属件数 (年4月1日)	年度内提 起件数	年度内完結件数 (年3月31日)	備考
農業委員会を当事者又は 参加人とするもの	件	件	件	

(2) 訴訟事件の出廷回数

番号	裁判所名及び事件番号	事件名	年度内出廷回数 回（延べ 人）

注 弁護士謝金、予納金等に要した経費の証拠書類等の写しを添付すること。

13 行政不服審査事務

(1) 行政不服審査の件数の内訳

区分	当初係属件数 (年4月1日)	年度内提 起件数	年度内完結件数 (年3月31日)	備考
処分に対する審査請求	件	件	件	
不作為に対する審査請求	件	件	件	

(2) 行政不服審査請求

番号	審査請求に係る原処分名 及び処分日	申立日及び受理日	申立ての趣旨

14 農地等の台帳の整備

(1) 台帳整備に必要な調査

実施時期	調査担当者数	調査内容
	人	

(2) 属性データの入力実績

データ入力
件

(3) システム活用等実績

実施時期	整備内容

15 農地の権利移動等の状況把握

権利の設定又は移転関係	賃借の終了関係	農地等の転用関係	合計
件	件	件	件

注 取りまとめ結果を添付すること。

16 賃借料情報の提供

提供月日	提供方法	設定区分数
月 日		区分

注 提供した資料の写しを添付すること。

17 経費の内訳

項目	総事業費	うち補助金額	経費内訳
1 農地の利用関係の調整	円	円	
(1) 農地法第3条の2第2項の規定に基づく許可の取消しに関する調査等			
(2) 農地法第6条第2項の規定に基づく農業生産法人に対する勧告等			
(3) 農地法第25条第1項の規定に基づく和解の仲介			
(4) 農地利用調整打合せ			
2 農地の利用状況等の調査			
(1) 別段面積の設定調査及び周辺農地利用状況調査			
(2) 利用状況調査			
ア 調査計画等決定のための会議及び計画の周知			
イ 調査資料作成			
ウ 利用状況(調査)の記録及び保存			
エ 調査員の設置			
(3) 利用意向調査			
ア 利用意向調査			
イ 遊休農地等のあつせん等の利用調整			
ウ 農地中間管理機構等への通知			
エ 遊休農地所有者等への勧告			
(4) 所有者不明の農地の権利調査			

3	農地等訴訟等事務処理			
(1)	訴訟事務			
	ア 弁護士謝金			
	イ 訴訟旅費			
	ウ 庁費			
	エ 予納金			
	オ その他の経費			
(2)	行政不服審査事務			
	ア 弁明書作成等に伴う現地調査費			
	イ 庁費			
	ウ 通信費			
4	農地等の台帳の整備			
(1)	台帳整備に必要な調査			
(2)	属性データの入力経費			
(3)	システム活用等経費			
5	農地の権利移動等の状況把握等			
(1)	農地の権利移動等の状況把握			
(2)	賃借料情報の提供			
合 計				

注 「経費内訳」の欄は、活動に係る経費を「単価×数量」の形式で記載し、その合計額が補助金額と一致するように記載すること。

様式第 8 号の(1)別紙 3 を次のように改める。

別紙3 農地台帳システム整備事業

1 事業実施地域

事業実施地域	
--------	--

2 導入又は改修した農地台帳システムの概要

概 要	
-----	--

3 データ更新等システム管理の内容

内 容	
-----	--

4 導入、改修又はシステム管理の実績

時 期	事 項

5 事業費内訳

事業内容	事業費	うち補助金額	備考
	円	円	
1 新規導入事業			
2 改修事業			
3 データ更新等システム管理事業			
合 計			

様式第8号の(1)別紙4を削る。

○愛媛県告示第604号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成26年 5月13日

愛媛県知事 中村 時 広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

昭和58年2月25日農林水産省告示第245号（一に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第605号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、小松町妙口北川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年 5月13日

愛媛県東予地方局長 渡瀬 賢 治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	参 川 忠 男	西条市小松町妙口甲1546番地 2
"	瀬 川 俊 文	西条市小松町妙口甲235番地
"	木 村 哲 雄	西条市小松町妙口甲11番地 2
"	伊 藤 篤 志	西条市小松町妙口甲1486番地 2
"	佐 伯 清 臣	西条市小松町妙口甲116番地 1
"	三 木 剛	西条市小松町北川415番地 1
"	三 木 康 弘	西条市小松町北川148番地
"	高 橋 昌 展	西条市小松町北川253番地
監 事	真 鍋 駒 次	西条市小松町北川283番地第 2
"	村 上 武 美	西条市小松町妙口甲42番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	藤 田 重 信	西条市小松町妙口甲104番地
"	参 川 忠 男	西条市小松町妙口甲1546番地 2
"	木 村 哲 雄	西条市小松町妙口甲11番地 2
"	瀬 川 俊 文	西条市小松町妙口甲235番地
"	伊 藤 篤 志	西条市小松町妙口甲1486番地 2
"	一 色 清	西条市小松町新屋敷甲1511番地
"	三 木 康 弘	西条市小松町北川148番地
"	高 橋 昌 展	西条市小松町北川253番地
監 事	真 鍋 駒 次	西条市小松町北川283番地第 2
"	塩 崎 浩 司	西条市小松町妙口甲1623番地 2

○愛媛県告示第606号

次のとおり落札者を決定した。

平成26年 5月13日

愛媛県知事 中村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札 公 告 日
レギュラーガソリンの単価契約 1 ㊦あたり単価	愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2	平成26年 4月18日	三原産業株式会社 愛媛県宇和島市寿町二丁目9番12号	158,544円	一般競争入札	平成26年 3月 7日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成26年 5月13日

愛媛県知事 中村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

土地の売払い

(2) 売り払う土地の所在地、地目及び地積

所在地	地目	地積	予定価格
伊予郡松前町大字大間字赤淵 684番1外1筆	宅 地	6,322.60m ²	48,000,000円

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者

(2) 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。

ア 提出期間

平成26年 5月13日（火）から平成26年 6月 4日（水）まで

の執務時間中（月曜日から金曜日までの午前 8 時30分から午後 5 時15分までをいう。）

イ 提出場所

愛媛県総務部管理局総務管理課財産管理グループ
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2
電話 (089)912 2255

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。電送による提出は、認めない。

エ 郵送等による提出の取扱い

郵送等による提出の場合は、平成26年 6 月 4 日（水）午後 5 時15分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

(3) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書及び入札参加申込書の交付場所並びに問い合わせ先
(2)イに掲げる場所

イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成26年 5 月23日（金）午前11時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成26年 6 月17日（火）午前11時

(2) 入札及び開札の場所

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2
愛媛県庁本館 2 階総務部入札室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の 5 以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の 1 の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成26年 5 月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

遺失拾得物管理業務システムの借入れ

(2) 借入物品名及び数量

遺失拾得物管理業務システム一式（ハードウェア、ソフトウェア、搬入、据付け、配線、調整等一式）

(3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期間

平成26年11月 1 日から平成32年10月31日まで

(5) 借入場所

愛媛県警察本部

(6) 入札方法

入札金額は、1 月当たりの借入代金を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成26・27・28年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部警務部会計課調度第二係
〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町2番地2

電話 (089) 934 0110

- (2) 入札書の受領期限
平成26年6月25日(水)午後1時30分

- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所
平成26年6月25日(水)午後1時30分

愛媛県警察本部 2階 第一会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 受領期限

公告の日から平成26年6月18日(水)午後5時15分まで。

- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否
要

- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Lost and Found Management System , 1 set
- (2) Time limit of tender: 1:30 p.m. , 25 June , 2014
- (3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , Finance Division , Administration

Department , Ehime Prefectural Police Headquarters , 2 2
Minamihoribatacho , Matsuyama , Ehime 790 8573 Japan
TEL 089 934 0110

労働委員会告示

○愛媛県労働委員会告示第2号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第5条第2項の規定に基づき、愛媛県公営企業の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法(昭和24年法律第174号)第2条第1号に規定する者の範囲を平成26年4月25日認定したので、次のとおり告示する。

なお、企業職員に係る労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定(平成24年5月愛媛県労働委員会告示第2号)は、廃止する。

平成26年5月13日

愛媛県労働委員会

会長 山下 泰史

愛媛県公営企業の職員が結成し、又は加入する労働組合(組合員である当該企業の職員が次の表に掲げる者のみに限られているものを除く。)については、当該企業の職員のうち、次の表に掲げる者

勤務箇所	労働組合法第2条第1号に規定する者
本局	局長、病院管理監、課長、室長、技幹、課長補佐、主幹、専門員(人事、給与、法令、秘書事務又は予算編成及び執行に関する事務を担当する者に限る。)、総務課総務企画係長、同予算係長、同出納決算係長、県立病院課管理係長、総務課担当係長、同総務企画係に属する主任及び主事(人事、給与、法令又は秘書事務を担当する者に限る。)、同予算係及び県立病院課管理係に属する主任及び主事(予算編成及び執行に関する事務を担当する者に限る。)
管理事務所	所長、総務課長、管理課長、支所長、出張所長
県立病院	院長、事務局長、経営統括監、副院長、センター長、事務局次長、総務医事課長、総務医事課主幹(人事及び給与に関する事務又は経営企画に関する事務を担当する者に限る。)、総務課長、看護部長